様式第2号の8（第8条の4の5関係）　　（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

呉市長　　様

提出者

住所　　広島県呉市広末広2丁目1番1号

氏名　　王子ﾏﾃﾘｱ株式会社 呉工場
工場長　石田　茂樹

（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0823-74-8700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき，産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。

事業場の名称	王子ﾏﾃﾘｱ株式会社 呉工場
事業場の所在地	呉市広末広2丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業　[E14]
②事業の規模	資本金　600百万円
③従業員数	呉工場　196名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
	（管理体制図）		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	**別紙１のとおり**		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	304,523 t	28 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	301,478 t	28 t
	（今後実施する予定の取組） 歩留り改善検討、または残渣の少ない原料や燃料の使用検討により廃棄物（汚泥）発生量の低減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項	**別紙１のとおり**		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥，廃油，廃プラスチック，紙くず，木くず，がれき類等		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙１のとおり	
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙１のとおり	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類、紙くず、木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	299,091 t	77 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類、紙くず、木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	296,100 t	76 t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			別紙１のとおり
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			別紙１のとおり
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類、紙くず、木くず
	全処理委託量	5,432 t	229 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1085 t	76 t
	再生利用業者への処理委託量	5,361 t	226 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

	②計画	【目標】	**別紙１のとおり**	
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類、紙くず、木くず
		全処理委託量	5,377 t	226 t
		優良認定処理業者への処理委託量	1,074 t	75 t
		再生利用業者への処理委託量	5,307 t	224 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組）		

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は，以下に従って記入すること。

(1)①欄には，日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には，製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績），建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績），医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には，当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は，委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と，自ら中間処理を行うことによって減量した量について，前年度の実績，目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には，産業廃棄物の種類ごとに，全処理委託量を記入するほか，その内数として，優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量，処理業者への再生利用委託量，認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について，前年度実績，目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは，当該欄に「別紙のとおり」と記入し，当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，産業廃棄物の種類が３以上あるときは，前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し，当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また，それぞれの欄に記入すべき事項がないときは，「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法−産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	1,049.00	1,038.51								
汚泥	304,523.10	301,477.87					299,091.40	296,100.49		
廃油	4.10	4.06								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	182.50	180.68					32.60	32.27		
紙くず	28.10	27.82					24.50	24.26		
木くず	94.90	93.95					19.90	19.70		
ph2.0以下の廃酸										
ph12.5以上の廃アルカリ										
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	33.30	32.97								
廃石綿等（飛散性）	26.30	26.04								
金属くず	7.90	7.82								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	44.80	44.35								
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
蛍光灯	0.40	0.40								
廃電気機械器具	1.20	1.19								
廃電池類	2.23	2.21								
廃PCB類（廃PCB）	0.00	0.00								
合計	305,997.83	302,937.85	0.00	0.00	0.00	0.00	299,168.40	296,176.72	0.00	0.00

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り，空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	1,049.00	1,038.51			1,049.00	1,038.51				
汚泥	5,431.70	5,377.38	1,084.60	1,073.75	5,360.60	5,306.99				
廃油	4.10	4.06			2.00	1.98				
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	149.90	148.40	76.40	75.64	147.70	146.22				
紙くず	3.60	3.56			3.60	3.56				
木くず	75.00	74.25			75.00	74.25				
ph2.0以下の廃酸										
ph12.5以上の廃アルカリ										
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	33.30	32.97								
廃石綿等（飛散性）	26.30	26.04								
金属くず	7.90	7.82			7.90	7.82				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	44.80	44.35								
鉱さい										
がれき類										
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
蛍光灯	0.40	0.40			0.40	0.40				
廃電気機械器具	1.20	1.19	1.20	1.19	1.20	1.19				
廃電池類	2.23	2.21			2.23	2.21				
廃PCB類（廃PCB）	0.00	0.00								
合計	6,829.43	6,761.14	1,162.20	1,150.58	6,649.63	6,583.13	0.00	0.00	0.00	0.00